

○障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例施行規則

平成5年3月31日

栃木県規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例（平成5年栃木県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害者の範囲)

第2条 条例第2条に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害がある者として記載されている者
- (2) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳（以下「療育手帳」という。）に知的障害者として記載されている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「障害福祉サービス受給者証」という。）の交付を受けている者
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証（以下「特定医療費（指定難病）受給者証」という。）の交付を受けている者
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項に規定する医療受給者証（以下「小児慢性特定疾病医療費受給者証」という。）の交付を受けている者

(介護が必要な障害の程度)

第3条 条例第2条に規定するその者の障害の程度が介護が必要なものとして規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者手帳に第1種身体障害者（障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（平成31年2月15日付け障発0215第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）別紙第1に規定する

第1種身体障害者をいう。)として記載される障害に該当するもの

(2) 療育手帳に第1種知的障害者(通知別紙第2に規定する第1種知的障害者をいう。)として記載される障害に該当するもの

(3) 前条第3号の精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)に第1種精神障害者(通知別紙第3に規定する第1種精神障害者をいう。)として記載される障害に該当するもの

(免除の手続)

第4条 条例第2条前段の規定により使用料等の免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の長等に対し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療費受給者証を提示し、障害者であることの確認を受けなければならない。

2 条例第2条後段の規定により使用料等の免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の長等に対し、介護のため同伴することを申し立て、同伴する者であることの確認を受けなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第48号)抄

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第21号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第42号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第9号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。